

7 損害賠償の適正化

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生形態の変化等に対応して、次によりその改善を推進し、被害者救済の一層の充実を図ることとする。

ア 物価、賃金、賠償水準等の動向に対応して保険金額（共済金額）及び支払基準の改訂を行う。なお、健全な保険収支を確保するため、保険料（共済掛金）率の適正化を図る。

イ 原動機付自転車等検査対象外の車両の責任保険（責任共済）の加入率がいまだ十分でない実情にあるので、広報活動、街頭取締り、無保険車監視制度の充実等により、無保険車の運行の防止を図る。

ウ 自動車事故に係る治療費支払の適正化を推進する。

エ 保険会社、調査事務所及び農業協同組合・同連合会の担当者の資質の向上を図り、保険金（共済金）の査定・支払等の業務の適正化を推進する。

オ 保険金（共済金）の支払方式の改善、保険による救済すべき対象の範囲等、本制度について長期的視野に立った総合的な検討を行う。

また、責任保険（責任共済）の補完的役割を果たしている任意保険（任意共済）については、被害者救済等の充実を図るため、制度の改善とその普及につき指導を強化する。

(2) 損害賠償の請求についての援助等

ア 地方公共団体による交通事故相談活動の強化

地方公共団体の交通事故相談所については、次の措置により、その整備拡充と相談員の資質の向上等を図る。

(ア) 地域における交通事故相談活動を充実するため都道府県相談所の支所の整備を図るとともに、市町村の相談窓口の整備を推進し、相談所との連携を密にする。

(イ) 相談内容の多様化、複雑化に対処し、研修を強化して相談員の資質の向上を図る。

(ウ) 都道府県交通事故相談所による相談所未設置地

域に対する巡回相談及び市町村に対する指導を行う。
う。

(エ) 地方公共団体の発行する定期刊行物による等広報媒体を活用して、事故相談活動の周知徹底を図る。

イ 損害賠償請求の援助活動の強化等

警察機関による交通事故処理、法務局及び人権擁護委員による人権相談並びに行政監察局及び行政相談委員による行政相談の一環として、交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センターにおいても交通事故の損害賠償請求についての援助に関する業務を行う。

また、自動車事故対策センター及び交通遺児育英会が行う交通遺児等に対する育成資金等の貸付の充実を図るほか、学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置を講ずる。